

春江町サッカースポーツ少年団育成会規約

第1章 総則

第1条 (名称)

本育成会は、春江町サッカースポーツ少年団育成会（以下「育成会」という）と称する。

第2条 (目的)

育成会は、春江町サッカースポーツ少年団の健全な育成のため、次の活動を行う。

- (1)春江町サッカースポーツ少年団活動の目的達成のための育成援助
- (2)春江町サッカースポーツ少年団が参加する交流会活動、大会参加への援助
- (3)指導者の資質向上のための援助
- (4)広報活動
- (5)会員相互の親睦と体力向上のための活動
- (6)その他スポーツ少年団育成に必要な事項

第2章

第3条 (構成)

育成会は、春江町サッカースポーツ少年団の保護者及び本スポーツ少年団の目的に賛同する個人、団体をもって構成する。

第3章

第4条 (役員)

本団に次の役員を置く。

- | | | |
|----------|-----------|-----------|
| 1、 会長 1名 | 2、 副会長 2名 | 3、 理事 若干名 |
| 4、 会計 1名 | 5、 監査 1名 | |

第5条 (選出)

前条の役員は、育成会会員の互選により選出する。

第6条 (任務)

1. 会長は、育成会を代表し会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に支障のある時はその職務を代行する。
3. 理事は、会長・副会長を含めた理事会を構成し、会務を処理執行する。
4. 監査は、育成会の会計を監査する。

第7条 (任期)

役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
補欠役員の任期は、前任者の在任期間とする。

第4章

第8条 (会議)

育成会の会議は、総会・理事会とし、会長が招集してその運営にあたる。

第5章

第9条 (会計)

育成会の会計は、育成会会員の納める会費、寄付金、その他を持ってこれにあてる。

育成会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

団員は、年間の活動負担費用を下記のとおり年2回の総会時に半期分(前期・後期)を前納する事とする。

会費：6年・5年・4年・3年 1,000円/月 2年・1年 500円/月

年会費：6年・5年・4年・3年 4,000円/半期

2年・1年 2,000円/半期

また期中入団者は入団翌月分の会費から徴収する。

但し、年会費は全額徴収するものとする。

尚、一旦納入した各費用は不可抗力による場合を除いては返金しないものとする。

第6章

第10条 (規約改正)

本規約の改正は、総会の出席者の3分の2の賛同を得なければならない。

(附則)

本規約は、昭和62年 5月15日より施行

本規約は、平成 5年 4月24日改正

本規約は、平成 8年 4月19日改正

本規約は、平成14年 4月19日改正

本規約は、平成17年 4月23日改正

本規約は、平成19年 4月27日改正

本規約は、平成30年 5月1日改正

春江町サッカースポーツ少年団育成会(父母)

申し合わせ事項 細則

春江町サッカースポーツ少年団
育成会(父母) 役員一同

- 1 春江町サッカースポーツ少年団団員の交流試合、対外試合等があった場合の昼食は、指導者の人数にかかわらず育成会会費より支払う。
- 2 春江町サッカースポーツ少年団として指導者が参加する、他チームとの懇親会での参加費および宿泊費は、育成会会費より支払う。
- 3 指導者講習等の研修費は育成会会費より支払う
(指導者研修・審判研修・県・地区指導者会議研修等)

※1から3の項目に対して、必ず領収書及びそれに相当する証明がなくてはならない。

附則

本附則は、平成 7年6月14日施行

本附則は、平成20年4月26日改正

本附則は、平成30年5月1日改正